健康推進課の報告事項

1.不育症治療費等補助事業

不育症の治療を支援するため、検査や治療に係る費用に対して、費用の一部を補助します。

- ・対象:流産・死産2回以上繰り返しているかたで医療機関において、不育症と診断され、 不育症検査・治療を受けられている市民
- ・内容:医療機関において受けた保険適用・保険適用外の不育症の検査及び保険適用内の 治療に要した自己負担額のうちの一部を補助。

1回の検査・治療につき15万円を限度として3回

※1回の検査・治療とは、不育症の治療又は検査を開始した日から出産(流産・死産を含む) 等で治療が終了するまでをいう。

2.産婦配食サービス事業

産婦の身体的、経済的負担の軽減を図るため、産後1か月未満の産婦に対し配食サービスを 開始します。

・対象:産後1か月未満の産婦で希望者

・内容:1食あたり250円を上限として費用の一部を助成

3.予防接種

5 種混合予防接種

・対象:4月から初回接種を開始する生後2か月~7歳6か月未満児

・内容:従来の4種混合(百日咳・ジフテリア・破傷風・ポリオ)にヒブを加えたワクチン